

入札公告

総合評価方式による一般競争入札を次のとおり実施するので、海士町工事執行規則（昭和30年4月1日海士町規則第2号）第5条の規定により公告する。

令和元年 12 月 25 日

海士町長 大江 和彦

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 ホテル魅力化プロジェクト・ジオ拠点施設新棟建設工事
 (以下「本件工事」という。)
- (2) 工事の種類 建築一式工事
- (3) 場所 海士町大字福井 1375 番地 1
- (4) 予定工期 契約締結日の翌日から令和2年3月23日
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 最低制限価格 設ける。8/10
- (7) 入札保証金 海士町工事執行規則第21条の規定により免除する
- (8) 契約保証金 海士町工事執行規則第28条第1項の規定により契約金額の 10/100 以上
- (9) 支払条件 前払い金：有
 中間前払金：有 ※契約締結時の選択による
 部分払：有 ※契約締結時の選択による

(10) 工事概要

施設名称：マリンポートホテル海士 新館

建物用途：宿泊施設

建築面積：966.94 m²

延べ床面積：1,654.77 m²

構 造：木造（一部 RC 造・鉄骨造）

階 数：地下1階、地上2階

(11) その他

(ア)本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(イ)海士町工事執行規則（昭和34年4月1日海士町規則第2号）を了知の上入札すること。工事請負者は中間前払によるか又は部分払による

かを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

(ウ)本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(エ)工期については、繰越明許費の議決が得られた場合は、延長契約をするものとする。(令和3年2月26日までの間の予定)

2. 入札に参加する者に必要な資格

本件入札の入札参加希望者は、次に掲げる条件を満たす単独企業または代表構成員が次に掲げる条件を満たす企業体とする。

	項目	内容
(1)	建設業許可種	建築工事一式
(2)	許可区分	特定
(3)	格付等級又は総合得点	島根県有資格者名簿の格付けにおいて総合点数が 1,700 点以上で格付けが A 等級
(4)	営業所所在地	中国 5 県に本店支店もしくは営業所を有すること。営業所(支店等)については、建築一式工事業許可を有し、かつ入札および契約の締結に係る権限が委任されていること。
(5)	工事实績等	<p>本件工事と同内容工事において、元請又は共同企業体(経常共同企業体を除く)の構成員(ただし出資比率 30%以上とする。)として、以下の施工実績のいずれかを有すること。なお、施工実績の証明として CORINS 工事カルテまたは請負契約書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 過去 10 年以内に延べ面積 1,500m² 以上、準耐火建築物 2 階建て以上で国又は地方公共団体の主要構造が木造の新築工事实績 ◆ 過去 10 年以内に延べ面積 1,500m² 以上、準耐火建築物 2 階建て以上で用途が宿泊施設の主要構造が木造の新築工事实績
(6)	配置技術者	<p>本件工事を請け負うに際して、下記に示す監理技術者資格を持つ技術者を工事現場に専任で配置することが可能な者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号)第 27 条の 18 第 1 項の規定による、建設業の種類『建築一式工事』の、本件工事の競争参加資格確認申請日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者。 ◆ 同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定による国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者。 ◆ 監理技術者は、1 級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。 ◆ 本件工事の競争参加資格確認申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成 16 年度以降に元請けとして、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、かつ、延面積 1,500m² 以上(1 棟当たり)の新設建築工事を、現場代理人・監理(主任)技術者又は担当技術者として施工した経験を有する者であること(原則、着工から完成まで従事していること。)
(7)	その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 ◆ 海士町における町税の滞納がないこと。 ◆ 入札参加申請の提出期限までの間に海士町による指名停止を受けていないこと。 ◆ 入札に参加しようとする他社との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)親会社と子会社の関係 (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係 (ウ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼任している関係 (エ)前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係 ◆ 次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。 (イ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。 (ウ)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。 (エ)役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウとする。

(ア)技術提案

本工事は CLT を用いた木造を主たる構造体としており、品質や工程、施工の合理化の観点で技術的な知見が重要であることから、以下のように課題を設定し提案を求めるものである。

- ① 本工事の品質管理及び施工手法について、どのような配慮を行うか。
- ② 本工事の工程管理について、調達から引き渡しに至るまでどのような配慮を行うか。
- ③ 本工事において、合理化や省力化の観点でどのような工夫ができるか。

(イ)工事全般の施工計画

当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的初見について提案を求めるものとし、評価項目は以下の通りとする。

- ① 現場環境等の条件把握
- ② 施工計画上の課題設定及び対策
- ③ 施工計画の具体性
- ④ 現場等における創意工夫
- ⑤ 実現性の担保

(ウ)施工体制

品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について評価を行う。

(2) 総合評価の方法

(ア)標準点 要求要件を満たしている者に標準点として 100 点を付与する。

(イ)加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア、イの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」を、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者に付与する。

(ウ)施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高 30 点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、要求要件を確実に実現できると認められる場合	3	
	その他	2	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、要求要件を確実に実現できると認められる場合	3	
	その他	2	

(エ) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

(ア) 入札参加者は、価格及び(1)アからエをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
- ・ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

(イ) 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1 工事最大 10 点減ずる。

4. 競争参加資格の確認および技術提案等

(1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号又は 2 号）
- ② 施工実績調書（島根県様式準用）
- ③ 配置予定技術者届（島根県様式準用）
- ④ 建設業法に規定する従たる営業所（支店等）で申請する場合は、建築工事業の営業許可がわかる書類（建設業許可関係様式の営業所一覧表等）及び委任状（入札及び契約の締結の権限が委任されたもの）

※参考：島根県 HP 「入札関係の様式集」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/bid_info/masuda_kendo/youshiki.html

- ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 3 号）※企業体の場合のみ
- ⑥ 委任状（様式第 4 号）※企業体の場合のみ

(2) 提出先

海士町役場交流促進課

(3) 提出期限

令和 2 年 1 月 9 日（木）～令和 2 年 1 月 22 日（水）14 時（必着）

(4) 提出方法

持参すること（郵送は一切認めない）

(5) 受付時間

8 時 30 分～17 時 00 分まで

(6) 提出書類の入手方法

海士町ホームページ（<http://www.town.ama.shimane.jp/>）からのダウンロード又は交流促進課からの配布による。

(7) 確認審査

提出期限後速やかに行い申請者あてに令和 2 年 1 月 24 日（金）までに通知する。競争参加資格があると認められた者には、工事競争参加資格確認通知書を送付する。

(8) 競争参加資格が認められない者に対する説明

競争参加資格が認められない者へは、電話等で連絡します。

確認審査後、次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消す。

- ◆ 入札執行の時点までに入札参加に必要な資格を喪失した者

- ◆ 入札執行の時点までに海士町による指名停止を受けた者
- ◆ 入札執行の時点までに法令違反等が報道等により明らかであり、契約の相手方として不適当であると認められる者

5. 設計図書の閲覧及び配布、質問及び回答等

次の通りとする。

(1) 閲覧方法

海士町役場交流促進課での閲覧による。

(2) 設計図書等の送付又は貸出

設計図書等は、閲覧時に希望があれば電子データで配布します。

(3) 配布期間

公告の日から入札失効日の前日まで。ただし、閉庁日及び執務時間外は除く。

(4) 設計図書等への質問

質問設計図書等に関する質問のある者は、指定書式(Excel データ)をメールにて交流促進課へ提出すること。※7.その他 (3)担当部署のメールアドレスを参照

(5) 提出期限

令和2年1月14日(火)14時まで

(6) 回答

令和2年1月17日(金)までに入札参加者全員に随時メールにて回答する。

(7) 現地説明会

実施しない

6. 入札場所及び日時

(1) 入札予定日時

令和2年1月29日(水)9時00分

(2) 入札予定場所

海士町役場 3階大会議室

(3) その他

工事競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

7. 入札方法等

(1) 入札回数等

入札回数は2回までとする。電報、郵送及びインターネットを使用した入札は認めない。第1回目の入札に際し、工事内訳書を提出する。また、応札者が1者の場合でも入札は実施する。

(2) 入札金額の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額は、技術提案を加味した金額を記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人をもって入札する場合には、委任状を持参すること。入札者又は代理人は、本件入札に際し、同一工事について同時に他の代理人になることはできない。なお、入札者以外の立会は認めない。

(4) 入札の辞退

入札執行前に入札を辞退するときは、辞退届を提出すること。入札執行中に辞退する場合は、入札書に「辞退」を記入し入札執行者に提出すること。入札を辞退することにより不利益を受けることはない。

(5) 入札の無効

入札に関する条件に違反した入札。

明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる入札。

同一人が本件工事について2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札。

金額の記載のない入札書による入札。

金額等を訂正した場合において、訂正印のない入札書による入札。

入札書の工事名、施行場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者（代理人をもって入札する場合は、その代理人）の押印のない入札書による入札。

誤字・脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

(6) 失格要件

入札執行において遅参又は欠席した者

(7) 落札者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(8) 同じ最低価格をもって入札した者が2名以上いる場合

当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(9) 落札者が決定しない場合の対応

入札額が最低の者と、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の協議を行う。

8. その他

(1) 落札者の決定後、契約を締結しない場合

落札者決定から契約締結までの間に落札者が入札参加に必要な資格を喪失した場合。落札者決定から契約締結までの間に落札者が契約保証金を納付しない場合。落札者決定から契約締結までの間に落札者が海士町により指名停止を受けた場合。

(2) 費用負担

入札書の作成等一切の費用は入札参加者の負担とする。

(3) 担当部署

海士町役場交流促進課

〒684-0404 島根県隠岐郡海士町大字福井 1365 番地 5 キンニャモニャセンター2F 事務所

TEL : 08514-2-0017 / FAX : 08514-2-0358

E-Mail : kashiwadani-takeshi[アットマーク]town.ama.shimane.jp